

会報
全住協

2020
1月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

◆◆◆◆◆ 年頭所感 ◆◆◆◆◆



一般社団法人 全国住宅産業協会

会 長 馬 場 研 治



令和という新時代が幕を開けて初の新年を迎え、心新たにご挨拶を申し上げます。

去年は、日本の各地で強風と集中豪雨による甚大な被害に見舞われました。被災された多くの方々には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。近年頻発する様々な自然災害に直面するたびに、我が国が「災害列島」であることを強く印象付けられます。国民の生活に直結する住宅に関わる事業者として、これまで以上に立地の適正に配慮するとともに、強度や性能面に瑕疵のない住宅を供給することの重要性を痛感しているところです。

ところで、我が国の経済は、米中関係や日韓問題など、もはや慢性的となって解決への道筋が容易には見通しにくい地政学リスクに加え、消費税引上げ後の弱含みの消費者マインド、将来の社会保障への不安などの要因から依然として個人の消費が伸び悩んでいるなど、景気回復を実感できる状況にはありません。

住宅・不動産市場においては、建設コストの高止まりと事業用地の取得難から新築住宅の価格は年々上昇し、一次取得者の購入能力とは大きな乖離が生じています。消費税率の引上げに対して多くの支援策が施されたものの、本年3月には次世代住宅ポイント制度が期限を迎え、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置は段階的に減額されます。さらに12

月には住宅ローン減税の控除期間の3年延長措置が期限を迎えることとなります。今後とも市場の動向には目を離すことなく、状況に応じては的確な対応がなされる必要があると考えております。

令和2年度の税制改正大綱では、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長、買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の延長、既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良化リフォームに係る固定資産税の延長、低未利用地の適切な利用と管理を促進するための長期譲渡所得100万円特別控除制度の創設、特定の事業用資産買換えにおける譲渡所得課税特例措置の延長など、我々が要望した多くの項目が実現することになりました。

その一方で、これからの街づくりを含めて、我が国の住宅が国の資産形成とも直結する質の高い市場として成熟し、住宅取得を希望する幅広い国民が負担を感じることなく保有できる税体系を構築するため、住宅に課される消費税のあり方を中心とした税体系について抜本的な検討が必要であると考えております。

また、現在およそ655万戸のマンションストックがありますが、居住者の高齢化と同時に住宅の老朽化も確実に進行しています。こう

したマンションを適切に維持・管理するためには定期的な大規模修繕が不可欠ですが、直近のマンション総合調査によれば、計画上の修繕積立金の額に対し実際の積立額が不足しているマンションが約35%にも上ります。その背景には、修繕計画に対する認識の低さや近年のコスト増など、様々な要因が考えられます。しかし、優良なストックを次世代に引き継ぐためには、入居者や管理組合に対して税制上のインセンティブを付与するなどの政策的な配慮がなされなければ、なかなか状況を改善できる糸口が見い出せません。

さらには、将来的には必ず直面する建替えについても、区分所有者の合意形成、建替え費用の問題など多くの課題があります。マンション建替えを促進するために必要な規制の緩和やリバースモーゲージの活用、マンション建替えに関する関係法令の見直しなどについて本格的な検討が望まれます。

近年、国民の住宅に対する意識はますます多様化の方向にあり、働き方改革の視点からも、テレワークやサテライトオフィス、ワーキングスペース、二居住拠点、シェアハウスなど、新しい価値観に対応していく必要があります。また、大都市圏に偏ることなく、

地域の独自性を発揮できる新たな魅力の創生が望まれています。

全住協は、会員の特徴である全国区の機動力と形式にとらわれない柔軟性を活かし、国民の豊かな住生活を実現するために、全力で取り組んでまいり所存です。全国1,700社を超える会員の英知と熱意を結集し、住宅・不動産を核とする日本経済の発展に寄与すべく、協会活動に邁進してまいります。会員並びに関係の皆様方の倍旧のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



目次

- | | | | |
|---------------------------|---|-----------------------|---|
| ・令和2年年頭所感…………… | 1 | ・トピックス(住生活女性会議講演会) …… | 8 |
| ・令和2年度住宅・土地関係税制改正概要… | 3 | ・トピックス(公正競争規約研修会) …… | 8 |
| ・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介(株モリモト)… | 6 | ・明海大学企業推薦特別入学試験(B日程)… | 9 |
| ・令和2年度会員向け教育研修体系 …… | 7 | ・協会だより…………… | 9 |

令和2年度住宅・土地関係税制改正概要

政府与党は12月12日に、「令和2年度税制改正大綱」を発表した。住宅・土地関連の主要項目は、以下のとおりである。

【豊かな暮らしの実現と地域の活性化】 （住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保）

新築住宅に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

【特例措置の内容】

新築住宅に係る税額の減額措置。

- ①一般の住宅：3年間 税額1/2減額
- ②マンション：5年間 税額1/2減額

【本特例措置による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

➡ 3年間で約26万円の負担軽減効果
(国土交通省推計)

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

【特例措置の内容】

- ・所有権の保存登記について税率軽減
(本則0.4%→特例0.15%)
- ・所有権の移転登記について税率軽減
(本則2%→特例0.3%)
- ・抵当権の設定登記について税率軽減
(本則0.4%→特例0.1%)

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

【特例措置の内容】

〔登録免許税〕

税率を一般住宅特例より引下げ。

- ・所有権保存登記：0.1%
(本則0.4%、一般住宅特例0.15%)
- ・所有権移転登記：戸建て：0.2%
マンション：0.1%
(本則2%、一般住宅特例0.3%)

〔不動産取得税〕

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額。
(一般住宅特例1,200万円→1,300万円)

〔固定資産税〕

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長。

- ・戸建て：3年→5年
- ・マンション：5年→7年

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長（所得税・個人住民税）

【特例措置の内容】

〔譲渡益が生じた場合〕

- ① 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合、その差額分について譲渡があったものとして課税。

〔譲渡損が生じた場合〕

- ② 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)。

住宅・土地関係税制改正概要

- ③ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)。

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年1月1日～令和3年12月31日)延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

【特例措置の内容】

個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合に、所有権移転登記について税率軽減。

((本則2%、一般住宅特例0.3%)→0.1%)

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

【特例措置の内容】

工事翌年(※1)の固定資産税の一定割合を減額。

	減額割合	適用期限
耐震	1/2減額	R2.3.31
バリアフリー	1/3減額	
省エネ	1/3減額	
長期優良住宅化(※2)	2/3減額	

- ※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額。
- ※2 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合。

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

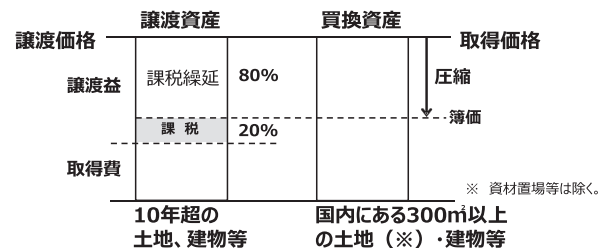
【成長力・国際競争力の強化】

(不動産市場の活性化)

長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)

【特例措置の内容】

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、80%(一部75%・70%)の課税繰延べ。



【結果】

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)

【結果】

個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地(※)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置(～令和4年12月31日)を創設する。

※ 低未利用地であること及び買主が利用意向を有することについて市区町村が確認をしたものに限る。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

住宅・土地関係税制改正概要

【特例措置の内容】

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減。

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

※法人は、重課制度(長期5%)が適用除外。
(重課制度は令和元年度末まで課税停止。)

【結果】

対象事業を一部見直しの上、3年間(令和2年1月1日～令和4年12月31日)延長する。

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

【特例措置の内容】

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、下表の「現行の特例措置」とおり軽減。

契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円(50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円(50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円(50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円(50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円(50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円(50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円(40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円(40%減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円(20%減)
50億円超		60万円	48万円(20%減)

【結果】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

【安全・安心な社会の実現】

(災害に強い強靱な国土・地域づくり)

老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設(法人税等)

【特例措置の内容】

以下の措置により、老朽化マンションの再生を促進。

- マンション敷地売却事業の税制特例の対象を拡充

- 団地型マンションの敷地分割の円滑化のための税制特例の創設

【結果】

施行者(組合)に係る特例措置の拡充及び創設(敷地売却・敷地分割)。

[法人税・法人住民税・事業税・事業所税]

- 組合の非収益事業所得に係る法人税、法人住民税、事業税及び事業所税の非課税措置

[消費税・地方消費税]

- 資産の譲渡等の時期の特例

- 仕入税額控除の特例

- 申告期限の特例

【所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応】

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

- ※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする(※2)。

- ※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

- ※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第9回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

中高層分譲住宅部門（小規模）

ディアナコート都立大学

(株)モリモト



[事業コンセプト]

強い人気を誇る東横線「都立大学」駅徒歩5分と、「自由が丘」駅も徒歩圏内の高台×閑静な住宅街に立地。この地での弊社従前からの事業スキームであれば広面積中心の高級レジデンスが事業開発の王道。しかし、地価高騰＝販売価格高騰の必然の中、そのスキームには価格的に大きなリスクが顕在すると判断。改めて市場ニーズを検証し、100㎡超に加えて50㎡コンパクトを混在させた多ニーズ希求型の複合プラン型事業にチャレンジ。「この地に相応しい高品質コンパクトレジデンス」の実現に強いこだわりを込めた事業に転換。中心となるコンパクトプランは居住性と品質を確保し、高額コンパクトながら販売ポテンシャル向上を企図。上階には少数の100㎡超住戸を設置。広面積と絶景眺望に加え超高仕様による限定感を創出。また事業総額拡大に向けた販売戸数確保のため、高品質×高居住性の地下住戸プランも実現した。

[商品企画]

「美しい端正と淡麗な上質」の2つを追求。シンプルで存在感のある本物を感じる力強いデザインが目標。最上階にガラスウォールと大きく

張り出した大庇でのコーニライン形成により風格と存在感を演出。エントランスロビーは、「品格ある静謐」をテーマに、正面壁には高級大理石の加・エラモサ大理石、床に御影石600角、壁面にライムストーン調大判タイルを使用しシンプルながら高級感を創出。内装は全住戸LD床を天然大理石、建具は天然木突板等を標準仕様としたほかにはない高品格内装を創出、高評価を獲得。商品構成は中心となるコンパクトプランは全てをワイドスパンプランとして、広開口と高仕様による居住性と品質を確保。「100㎡超」3住戸を上階に設置し、周辺にはない広さと高品質の提案型住戸をプラン。一方、地下には3住戸を設置。地下でも多採光で非圧迫感×地下ならではの割安感を持つ住戸をプラン。

[事業成果]

会員販売11週＋一般販売11週＝22週での早期完売を実現。当社の商品性を認識済みの当社会員様向け販売では、立地の希少性と高品質なコンパクト住戸、周辺にはない広面積プレミアム住戸、地下ではあるが居住性の高い割安住戸を当社の都心居住希望の会員様及び東横線居住希望の会員様にニーズ別の限定ご案内を実行。都心部居住希望の方々からはコンパクト住戸へ、この周辺での広い面積をご希望の方からプレミアムのご要望を得て、早々に会員販売対象住戸の要望を充足。続く一般販売では「都立大学」駅徒歩5分、高台立地、静かな住環境、周辺にはない高品質で高居住性能を持つコンパクトプランに高い評価を獲得。自己居住としてのコンパクトプランへの高い市場性と立地×プラン×資産性の総合的なそのあるべき商品像を実感として確認できたプロジェクトであった。

[規模概要]

住 所	東京都目黒区中根2-15-12
敷地面積	1,030.80㎡
延床面積	3,113.06㎡
住戸面積	54.19～112.37㎡
構造規模	RC造地上5階地下2階建
住戸総数	31戸

令和2年度会員向け教育研修体系について

(株)ブラックス 取締役

(株)日本能率協会マネジメントセンター パートナーコンサルタント 岩井 信也氏

1. 令和2年度研修体系の特徴

来年度の研修体系は、受講者アンケートの内容などを基に下記の研修体系図のようにブラッシュアップしました。昨年度との比較では、以下のような改善を行っています。

- ・リーダーシップや組織／部下育成関連の研修を中心にテーマを細分化し、1日研修を半日研修に分割することで、より参加しやすくする
- ・昨今その強化の必要性が各方面で指摘されている、コミュニケーション関連の研修を追加
- ・専門スキル関連の研修は、よりレベルや内容が伝わりやすいように研修名を改称し内容を整備

今後とも、住宅産業実務にフォーカスし、明日からの業務への気付きが得られる研修を実施してまいりますので、積極的なご参加とご意見をいただければ幸いです。

2. 申込方法（予定）

研修申込については、コース受講、回数券、都度申込の3つの申込方法があります。

- ・コース受講：新人、中堅、管理職の階層ごとに対象の研修が受講し放題
- ・回数券：必要な研修を選んで受講可能
- ・都度申込：1日研修は6,000円、半日研修は3,000円（一部研修を除く）

また、本年度から研修専用ホームページを立ち上げ、都度Webでのお申込みも可能です。

[URL] <http://www.zenjukyoku-edu.jp>

3. オブザーブのおすすめ

以上の教育研修は、今後も会員企業様のご意見を伺いながらより良いものに改善してまいります。受講者や研修内容を無料でオブザーブできますので、是非お気軽にお越しください。

令和2年度 一般社団法人全国住宅産業協会
＜教育研修体系図＞

職階	スキル分類									
	リーダーシップ	組織運営/部下育成	キャリアプランニング/ ダイバーシティ	コミュニケーション	業界知識	資格試験	営業/マーケティング	ビジネス計数	コンプラ/契約法務	グローバル
新人	新人社員研修会 → 新人若手のためのキャリアフォローアップ研修 → 新人住販売業務スタートアップ研修 / 新人社員研修2(基本行動定着) → 営業コミュニケーション基礎研修(新人向け) / 新人自立研修 → コンプライアンス/契約法務入門研修									
2-3年目	ID一人前社員研修 目標管理&問題解決研修	新人教育担当者のためのOJTのやり方研修	新人若手のためのキャリアフォローアップ研修				営業コミュニケーション基礎研修(新人以外) マーケティング基礎研修	仕事の数字の見方研修(一般) 仕事の数字の見方研修(営業)	コンプライアンス研修 契約書の読み方研修	ゼロベースから始める不動産英語基礎研修 海外不動産取引(英文契約書)研修 国内不動産海外顧客取引(英語)研修
中堅	周囲を動かすためのリーダーシップ研修	チーム力を高めるコーチング研修	不動産・住宅業界のためのダイバーシティ研修	心理学分析と発声の実践力研修 和と信頼のeyes management研修	基礎実務研修	宅建受験対策講座	住宅ローン基礎研修			
管理職	会社の未来を創るチェンジリーダー研修	組織変革のためのメンバー支援力育成研修	上司のための部下育成研修	いまさら聞けない!ほう・れん・そう研修 評価面談考課者研修	不動産業務研修会 公正競争規約研修会		営業マネジャー向け実践講座(マネジメント編) 営業マネジャー向け実践講座(マーケティング編)	財務諸表の読み方研修	リスクマネジメント研修<契約法務編> リスクマネジメント研修<コンプライアンス編>	
役員/代表者	・経営能力向上研修(次世代経営層含む)：戦略、リーダーシップ、財務会計、マーケティング、コンプライアンス、働き方改革など、実施時期未定 ・代表者向け講演会：業界内外の経営者、文化人など、実施時期未定									

住生活女性会議講演会を開催

11月19日、弘済会館にて「地域の未来を創る消費生活」をテーマに、消費者庁長官の伊藤明子氏を講師に迎えて標記講演会を開催し、35社63名が参加した。



▲伊藤明子氏

消費者庁は「消費者行政の司令塔」として平成21年9月に発足。消費者庁の取組み、省庁の中での立ち位置、取り扱う現代の問題について講演いただいた。講演の要旨は以下のとおり。

- (1) 消費者の「孤立化」が課題。「単独世帯」の増加により家庭内で相談ができないために詐欺被害の増加が懸念される。対策の一つとして、福祉も防犯も防災も巻き込んだ「見守りネットワーク」の構築を試み、地域で見守る活動を促進していく。
- (2) 「だまされない消費者」+「自分で考える消費者」を目指した消費者教育の充実・推進。さらにエシカル(倫理的)消費の普及・啓発を行い、未来や世界を大切に考えた消費へシフト。
- (3) 今後の不動産業界は「作る責任」だけではなく、「使う責任」や「携っている管理業・賃貸業者の責任」が重視される。さらに、その業

務(責任)の「質の向上」が問われていくことになる。

- (4) 文化・土俵の異なる他の省庁の職員と業務に当たった経験・人脈は財産となっている。実務でも、報告内容に不安があるときには、人脈を活かし直接確認をすることで的確な判断ができる。
- (5) 女性たちには「メインテーブルに着くことを恐れるな」と伝えたい。チャンスがあったら「私なんて」と躊躇わずに挑戦してほしい。そして「メインテーブルに座る」はゴールではなく、その場に相応しい人間となるべく、より一層の努力を重ねることが重要。

消費者庁は事業者との協働の下に問題解決に臨んでいること(情報を一元的に集約されていることも)、そして「一人でもできる消費者としての行為」に改めて気付く機会となりました。

「異分野である消費者庁長官に異動して、戸惑われたことも多いのではと問われることがあるが、学ぶべきことは全て住まいから学べるため、全く違和感がない」とのお話が、不動産業界に携わる者として非常に印象的でした。

(報告者：(株)あんど 松尾ゆう子氏)

公正競争規約研修会を開催

11月19日、弘済会館にて「不動産広告のルールと注意すべきポイント～あなたの広告は大丈夫ですか?～」をテーマに、(公社)首都圏不動産公正取引協議会事務局次長の関泰誠氏を講師に迎えて標記研修会を開催した。

研修会では、景品表示法や宅地建物取引業法、不動産公正競争規約の概要や位置付けなどの基礎的な部分を始め、実際の違反事例を数多く取り上げて、規制のポイント等について詳しく解説した。特にインターネット広告では、掲載数

が膨大なために不動産事業者の広告内容のチェック体制が不十分であることを挙げ、違反を防止するために、広告の校正作業を徹底するよう呼びかけた。



▲公正競争規約研修会

明海大学企業推薦特別入学試験（B日程）について

1. 出願資格

- (1) 明海大学不動産学部を第一志望とし、次の①又は②のいずれかに該当する資格を有し、かつ(2)の要件を満たす者。
 - ①高等学校、中等教育学校又は専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2020(令和2)年3月卒業(修了)見込みの者。
 - ②学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2020(令和2)年3月31日までにこれに該当する見込みの者。
- (2) 当協会に所属する企業に勤務している者、又は同大学卒業後に会員企業等への就職を希望する者。

2. 募集人員・入学試験日程

- (1) 募集人員
不動産学科20名(実施済みA日程含む)

(2) 試験日程等

- 願書受付期間 2月18日(火)～3月2日(月)
試験日 3月15日(日)
合格発表 3月16日(月)
入学手続期限 3月25日(水)

(3) 試験会場及び合格発表場所

明海大学浦安キャンパス

(4) 試験科目・試験時間

9:10 集合 9:30～ 面接

3. 出願手続き

- (1) 入学検定料 30,000円
- (2) 提出方法 特定記録・速達にて当協会事務局宛に郵送。

4. 書類請求・問合せ等

- ・(一社)全国住宅産業協会 事務局
TEL 03-3511-0611(担当:岩脇)
- ・明海大学浦安キャンパス入試事務室
TEL 047-355-5116

協会だより

委員会開催状況

[総務委員会]

日時 令和元年12月3日(火)17:30～20:00
場所 La Boqueria 四ツ谷
議事 令和2年新年賀会、全住協協会交流会、全住協新保障制度の加入状況、小委員会の活動状況について報告を行った。

[広報委員会]

日時 令和元年12月4日(水)17:30～20:00
場所 佐賀牛 銀座季楽
議事 全住協ホームページの改訂方針等について審議を行った。

[政策委員会]

日時 令和元年12月5日(木)18:30～21:00
場所 レガーロ

議事 政策活動、次回委員会開催日程、「第10回優良事業表彰」募集案内等について報告を行った。

[戸建住宅委員会]

日時 令和元年12月9日(月)15:00～17:00
場所 主婦会館
議事 「2020年戸建分譲市況展望～弱肉強食・ゼロサム市場に～」の講演を行った。

[中高層委員会]

日時 令和元年12月12日(木)15:30～17:30
場所 弘済会館
議事 「2020年のマンション市場展望」並びに「2020年のマンション購入者展望」の講演を行った。

協会だより

[流通委員会]

日時 令和元年12月13日(金)16:00~18:00
場所 弘済会館
議事 「改正民法施行と不動産取引(売買編)」並びに「災害大国ニッポンを救うためのソリューション」の講演を行った。

住所変更

会社名 (株)アマネク
新住所 〒100-0013 千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル3階
新TEL 03-6457-9111
新FAX 03-6457-9110

業務日誌

11月21日(木)	・(一社)住宅生産団体連合会懇談会に馬場会長が出席。(ホテルニューオータニ) ・グローバルビジネス研修(海外不動産取引編)を開催。(全水道会館) ・グローバルビジネス研修(国内不動産取引編)を開催。(全水道会館)
22日(金)	・不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅制度研修)を開催。(広島商工会議所) ・令和2年度研修体系説明会を開催。(弘済会館)
25日(月)	・菅義偉衆議院議員「新しい国づくりセミナー」に神山名誉会長が出席。(ザ・キャピトルホテル東急) ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会副会長 山野井正郎氏「黄綬褒章受章祝賀会」に牧山代表理事が出席。(横浜ロイヤルパークホテル)
26日(火)	・不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅制度研修)を開催。(福井県協ビル)
28日(木)	・組織委員会を開催。(スクワール麴町)
29日(金)	・社会資本整備審議会住宅宅地分科会勉強会に馬場会長が出席。(国土交通省)
12月3日(火)	・総務委員会を開催。(La Boqueria四ツ谷)
4日(水)	・広報委員会を開催。(佐賀牛 銀座季楽)
5日(木)	・政策委員会を開催。(レガーロ)
6日(金)	・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)
9日(月)	・戸建住宅委員会を開催。(主婦会館)
12日(木)	・中高層委員会を開催。(弘済会館)
13日(金)	・流通委員会を開催。(弘済会館)
17日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエンドモント)
18日(水)	・(一社)住宅生産団体連合会 自民党住宅対策促進議員連盟活動報告会・懇親会に神山名誉会長、馬場会長が出席。(グランドヒル市ヶ谷)

社名変更

旧社名 日神不動産(株)
新社名 (株)日神グループホールディングス

秋の褒章

令和元年秋の褒章の当協会関係の受章者は次のとおりです。

【褒章】

◇高瀬英則氏 黄綬褒章
タカセ不動産(株)代表取締役
当協会元理事
近畿住宅産業協会副理事長



会報 全住協 通巻82号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和2年1月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の16社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・エース21グループ(株)
- ・(株)一貫堂
- ・(株)総合資格
- ・(株)ベーシック
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・(株)リビテックス
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)ファイレスキュー
- ・(株)シンカ
- ・ソフトバンク(株)

取扱商品

- 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
- エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
- 名入れノベルティ防災セット
- 宅地建物取引業者向け賠償責任保険
- 全自動消火装置「ケスジャン」
- 住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- ENJO(エンヨー)オリジナルセット
- 各種講習、資格取得講座
- 水まわり設備4点セット
- 不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
- 宅建受験対策書籍
- 投てき消火器具「firesave」+食油消火器具「firesave天ぶらパック」
- 顧客接点クラウド「カイクラ」
- スマート福利厚生

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字吉町24-5	TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地地経営協会	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyoo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

